

四街道市福祉作業所設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(設置) 第2条 四街道市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。） <u>第5条第28項</u>に規定する地域活動支援センター事業を行うため、四街道市福祉作業所（以下「福祉作業所」という。）を設置する。	(設置) 第2条 四街道市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。） <u>第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センター事業を行うため、四街道市福祉作業所（以下「福祉作業所」という。）を設置する。